

# ビジットやまぐち推進事業（OTA と連携した訪日個人旅行者誘客促進） 業務委託に係るプロポーザル応募要領

## 1 目的

コロナ禍後、多くのインバウンド旅行者が日本各地を訪れる中、訪日客の嗜好に変化が表れており、従来の大都市圏中心からリピーター層を中心に地方に対する関心が高まりつつある。

また、訪日旅行の形態が団体旅行から個人旅行へ大きくシフトし、多くの個人旅行者が OTA（オンライン旅行会社）を活用し、交通手段やホテル、観光施設チケットなどを組み合わせて予約手配している現状を踏まえ、本事業においては OTA と連携した、宿泊予約に直結する情報発信及びデジタルプロモーションを実施することで、山口県への宿泊誘客を強化するものである。

本実施要領は、上記情報発信及びデジタルプロモーションを行う者を選定するために行う提案の応募について、必要な事項を定める。

## 2 委託業務

### (1) 業務名

ビジットやまぐち推進事業（OTA と連携した訪日個人旅行者誘客促進）業務

### (2) 業務内容

別添「ビジットやまぐち推進事業（OTA と連携した訪日個人旅行者誘客促進）業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約形態

委託契約とする

### (4) 委託料上限額

5, 400 千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

但し、予算の都合により上限に達さない金額で契約をする場合がある。

### (5) 契約期間

契約締結日から 2027 年 2 月 26 日まで

## 3 応募資格

この企画に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定するものでないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公募の日から企画提案書の提出までのいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

#### 5 企画提案手続き等に関する事項

##### (1) 企画提案への参加意向確認

この要領に基づく企画提案の参加意向について、「企画提案参加意向確認書」(別紙様式1)を令和8年5月28日(木)午後5時までに、下記あてに電子メールにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

山口県国際観光推進協議会 担当 佐々木  
〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県観光スポーツ文化部 インバウンド推進室内  
電話：083-933-3230  
E-mail：yamaguchi.inbound@pref.yamaguchi.lg.jp

##### (2) 企画提案の方法

応募資格を有し、応募を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ①企画提案提出書（別紙様式2）
- ②企画提案に関する調書（任意様式）
- ③活動費用積算内訳書（任意様式）
- ④参考資料（企業としての特性を示す資料）

##### (3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

5(2)に掲げる書類を、企業名、所在地、担当者名、電話番号を明記の上、令和8年6月3日(水)午後5時(必着)までに、電子メールにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。(提出先は5(1)に同じ。)

#### (4) その他

- ①提案は、1業者につき1提案とする。
- ②書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ③この要領に基づき提出された提案書類については返還しない。
- ④提出された書類内容の追記及び修正は認めない。
- ⑤使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

### 6 企画提案書等の審査及び結果の発表

#### (1) 審査方法

審査は、審査委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得したものを特定する方法とする。なお、応募が1者の場合でも審査を行うものとする。

#### (2) 評価項目

別紙「審査項目及び評価基準 項目及び配点」により、総合的に評価を行うこととする。

#### (3) ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して文書により通知する。

### 7 質疑と応答

この要領に関する質問について、「質問書」(別紙様式3)を令和8年5月25日(月)午後5時までに電子メールにより受け付ける(宛先は5(1)に同じ)もの(送信後に電話での受信確認が必要)とし、回答は、個別の質問の場合を除き、「企画提案参加意向確認書」(別紙様式1)を提出した者全員にメールにて行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱う。

### 8 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

### 9 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、山口県国際観光推進協議会に帰属するものとする。

## 審査項目及び評価基準

審査項目	配点	評価基準
1 全体		
業務内容の理解度 及び業務遂行安定 性	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の目的を十分理解した提案となっているか。</li> <li>○業務遂行能力があるか。</li> <li>○業務実施体制を確立しているか。</li> <li>○業務実施スケジュールは適切か。</li> </ul>
2 各論		
OTA における本県専 用LP (ランディング ページ) 制作・掲載	10	<p>《対象市場・OTA 選定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象市場の選定が、データ・実績等に基づき適切か。</li> <li>○選定 OTA が、対象市場での利用実績・訴求力・県内宿泊施設掲載状況等の観点から適切か。</li> </ul>
	20	<p>《LP (ランディングページ) 制作・掲載》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象市場言語対応、スマホ前提、視覚訴求、予約導線設計が具体的か。</li> <li>○必須掲載事項 (本県の魅力、宿泊施設紹介・予約導線、滞在延伸モデル、インセンティブ紹介) を満たすか。</li> <li>○関西圏/広島・福岡からの誘客を意識した内容か。</li> </ul>
LP への誘導及び商 品販売に係るプロ モーション等	10	<p>《LP 誘導・プロモーション》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○OTA 内バナー等の流入導線が確保されているか。</li> <li>○WEB/SNS/メルマガ等、適切な媒体が選定されているか。</li> </ul>
	20	<p>《インセンティブキャンペーン》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○OTA 利用者にとって魅力的で、予約増に直結する仕組みか。</li> <li>○予算内での費用対効果のある提案となっているか。</li> </ul>
LP 内での「楽しい山 口パス」「JAPAN RAIL PASS」の紹介	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○概要・メリット、周遊利便性、宿泊と組み合わせたモデル提示が訪日個人旅行者にとって分かりやすいか</li> </ul>
3 参考見積書	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか。</li> </ul>
合計	100	

## 採点区分

各項目について評価し、合計 100 点満点で採点する。